（第五面）

・国土交通大臣免許（新規・更新）：登録免許税納付書・領収証書又は収入印紙をはり付け

・群馬県知事免許（新規・更新）：群馬県収入証紙をはり付け

※群馬県知事免許で払込書を利用した場合は、領収済証明書をはり付け

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙、証紙又は領収済証明書はり付け欄

（消印してはならない。）

※　群馬県知事に宅地建物取引業法第３条第１項に規定する宅地建物取引業の免許または同条第３項に規定する宅地建物取引業の免許の更新を申請する場合は、群馬県収入証紙３３，０００円分を貼付してください。